

ID: 0444

担当部署: 上下水道局 管理課

処分の概要	占用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市下水道条例 第32条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第151号		
【根拠条文】 (占用) 第32条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占有許可申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。 2 前項の占有の許可を受けた者は、占用料を納入しなければならない。ただし、次の各号に掲げる占有物件については、この限りでない。 (1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件 (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件 (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占有物件 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件 3 前項の占用料の額の算定及びその徴収方法については、長門市道路占用料徴収条例（平成17年長門市条例第140号）の規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 2 年 12 月 25 日	最終変更年月日	年 月 日